

愛知生活保護基準引下げ訴訟

公正な審理を求める要請書

名古屋高等裁判所長殿

年 月 日
生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会
(愛知社保協 TEL052-889-6921)

名古屋地方裁判所は、2020年6月25日、生活保護利用者の置かれた厳しい生活実態に触れることなく、原告らの主張を棄却しました。このような判決は、裁判所が原告の生活実態に真摯に向き合えなかったと厳しく批判せざるを得ません。

厚生労働省は、2013年8月から2015年4月までの1年9ヶ月の間に、下げ幅が過去最大(平均で6.5%、最大10%)、削減額は670億円の生活保護基準引き下げを行いました。これは生活保護利用者の96%の世帯に影響が及ぶ前例のない引き下げでした。

しかし、この引き下げは計算式の恣意的な変更によるもので、今日相次ぐ統計不正の発端となる「物価偽装」でした。専門家による基準部会の意見も経ず、全て厚労大臣の裁量として引き下げたことはこれまでの最高裁判例を無視するものです。

また判決文には「自民党の政策は、国民感情や国の財政事情を踏まえたもの」として「自民党の政策の影響を受けていた可能性を否定することはできない」と書いています。司法が政権付度を明記した判決です。

2022年2月の発表で生活保護申請者が急増しています。とりわけ女性の貧困が深刻になっています。飲食店などの休廃業で働きたくても働けない、明日の食事に困る方も増えています。国ですら「生活保護の申請は国民の権利です」(総務省)と言い始めました。

生活保護基準は子どもたちの就学援助の基準などにも使われ、ここでも一割引き下げられた水準が受給の基準となっています。これは「健康で文化的な最低限度の生活」の権利を保障し、国に対してその努力を義務づけている憲法第25条に明確に違反したものとと言えます。

私たちは裁判所が国民のくらしの実態に目をむけ、国に忖度せず、徹底した審理を行い、公正な判断を下されることを求めます。

氏 名	住 所